証券コード 4380
2025年４月24日
（電子提供措置の開始日 2025年４月1日）

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
株 式 会 社 Ｍ マ ー ト
代表取締役社長 村 橋 純 雄

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。
さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト https://www.m-mart.co.jp/ir/library/meeting.html

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（4380）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年４月 日（ 曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

１．日 時 2025年４月24日（木曜日）午前10時（受付開始は午前９時30分）
２．場 所 ハイアット リージェンシー 東京 地下１階 「クリスタルルーム」
（東京都新宿区西新宿二丁目７番２号）
３．会議の目的事項
報告事項 第25期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 取締役４名選任の件
第３号議案 監査役３名選任の件

以 上

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 1ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

～～～

事　業　報　告

（2024年２月１日から2025年１月31日まで）

（※記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度（2024年2月1日～2025年1月31日）における世界経済は、緩やかな回復を見せつつも、地域ごとの成長のばらつきが顕著でした。米国や欧州では金融政策の影響によりインフレが発生し、金融部門に混乱が生じ、ロシア・ウクライナ戦争の長期化や中東のガザ危機、中国経済の成長鈍化が続き、世界経済の成長率が鈍化しました。特に中国経済は不動産市場の低迷や消費の伸び悩みが影響し、世界全体の成長を押し下げる要因となっています。

日本経済は2024年、実質GDP成長率が0.1%と辛うじてプラスを維持しましたが、依然として厳しい状況が続きました。一方で、日本銀行は持続的な賃金・物価上昇を背景に金融政策の正常化を進め、マイナス金利の解除を含む利上げを実施しました。

国内ではインバウンド需要の回復が見られ、円安の影響を受けて訪日外国人の消費が拡大し、観光業が活況を呈しました。しかし、少子高齢化や人手不足が進行する中で、経済成長には限界を迎えており、省人化や生産性向上に向けた取り組みが急務となっています。また、エネルギー価格の高騰や物流の「2024年問題」や深刻な人手不足の影響などが企業経営に大きな影響を与えております。従来の店舗販売や物流業界は大きな転換期を迎えております。一方で、物価上昇の影響を受けた消費の低迷が続き、消費者の購買意欲が低下する中、小売・サービス業においては厳しい経営環境が続いております。こうした状況下において、リアル店舗を運営する事業者は新たな販路の開拓を迫られており、EC市場の活用を模索する動きが一層加速しております。

2024年の世界経済は回復基調にありながらも、依然として多くの不透明要因が存在しました。各国は経済運営において慎重な姿勢を求められ、予測困難な状況が続いています。

このような事業環境のもと、「流通変革のためのインフラを創る」ことを使命とする当社は、運営サイトの売り手・買い手双方のニーズを的確に捉えた施策を講じるこのような事業環境のもと、「流通変革のためのインフラを創る」ことを使命とする当社は、運営サイトの売り手・買い手双方のニーズを的確に捉えた施策を講じることにより流通食品業界における課題解決に貢献してまいります。

2月以降Mマートの新規買い手会員は毎月1,000社以上増加し、コロナ前の200％以上の売上を維持しました。特に複数ロット販売の導入により、同じ商品をロット数に応じて異なる価格設定にすることにより価格競争力が向上し、売り手・買い手双

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 3ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

方にメリットを提供いたしました。商品詳細ページを充実させ、グラフや説明書を自由に掲載できるようにすることで、購買促進を強化しました。また、食材の種類ごとに売れ筋商品をピックアップし、適正価格で安定的に供給できる仕組みを整備しました。

4月よりMマートの名義で販売するバルルを開始し、これはMマートが販売と集金を代行する仕組みです。これにより売り手のリスクを軽減し、販売チャネルの拡大を実現しました。新規会員登録は引き続き毎月1,000社以上のペースで増加し、食品業界内での知名度も上昇。さらに、農協・漁協向けの専門市場を開設し、生鮮食品の取引を強化しました。Bネットの出店料を25,000円から35,000円に引き上げ、売上向上を図るとともに、より高品質な商品を提供できる環境を整備しました。

7月は年間で最も出店社の売上が伸びる時期となり、Mマートの新機能（継続発注・複数ロット・Mマートセレクション）が売上増加に大きく貢献しました。さらに、学園祭・文化祭フェア、クラッシュプライスウィークなどのイベントを開催し、需要の高まりを後押し。売り手の価格設定の自由度を高め、より多くの取引を生み出しました。その結果、9月の売上は過去最高を記録し、年間を通じた成長のピークを迎えました。

10月より新米オークションを開始し、生産者と買い手双方にとって適正な価格での取引を促進しました。また、ワンクリック発注機能を導入し、買い手の利便性が向上しました。年末商戦に向け、出店社が商品の露出を強化できるオプション販売を拡充し、販売機会の最大化を図りました。12月の売上は過去最高を更新し、バルル（販売・集金代行）を食品以外の分野にも展開。新たな市場開拓に向けた動きが加速しました。

1月からはAI活用コンテストを毎月開催し、全社員のデジタルスキル向上を推進しました。食品以外のオークション機能をリリースし、取引の幅を拡大。Mマートが業務用E-マーケットプレイスとしてさらに成長し続けるため、販売の自動化やデータ分析を活用した最適な価格設定を進めていきます。

今後も市場の変化に対応しながら、売り手・買い手双方にとって最適な取引環境を提供し、さらなる成長を目指します。

以上のような取り組みの結果、買い手会員数は当事業年度末で227,340社（前事業年度末比12,371社増（5.7%増））と毎月1,000社の増加ベースは衰えておらず、売り手側企業のMマート中心に前期末対比8.3%増加しました。

これに伴い当事業年度における運営サイトの総流通高は主に「Mマート」市場の伸びが貢献し12,938百万円（前事業年度比10.6%増）と昨年同様100億円を超えました。

このように、出店社数・出品社数がともに増加し、総流通高も増加したことに加えて、前事業年度第４四半期末より「Mマート」市場のマーケット利用料率を見直したことにより、出店料収入（月額固定）、マーケット/システム利用料収入（取引高比例）等による営業収益（売上高）は、1,294,,546千円(同10.5%増）と増収とな

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 4ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

りました。
営業費用（販売費及び一般管理費）は、システム技術部門、営業部門等の人員採用に伴い人件費や採用費が増加し全体では12.4％の費用増加になりました。営業利益は521,644千円（同7.8％増）、経常利益は505,677千円（同4.7％増）、当期純利益は345,939千円（同6.5％増）と、各利益ともに大幅な増益となりました。
なお当社はｅマーケットプレイス事業のみの単一セグメントのため、セグメント業績の記載を省略しています。

（２）設備投資の状況
重要な設備投資はありません。

（３）資金調達の状況
該当事項はありません。

（４）対処すべき課題

（５）財産及び損益の状況

区　分	第23期 (2023年1月期)	第24期 (2024年1月期)	第25期 (当事業年度) (2025年1月期)
営　業　収　益(千円)	986,055	1,171,668	1,291,991
経　常　利　益(千円)	350,138	482,860	507,865
当 期 純 利 益(千円)	235,019	324,893	327,553
1株当たり当期純利益金額（円）	48.06	66.43	66.98
総　資　産(千円)	1,901,574	2,307,903	2,663,549
純　資　産(千円)	1,294,708	1,555,911	1,795,388
1株当たり純資産額（円）	264.74	318.16	367.13

（６）重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

（７）主要な事業内容（2025年１月31日現在）
業務用食材、厨房機器、備品・用品等の電子商取引サイトの運営

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 5ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

（８）主要な営業所及び工場（2025年１月31日現在）

本 社（東京都新宿区）

（９）従業員の状況（2025年１月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66名 [8名]	54名 [7名]	53歳 2ヶ月	4年 4ヶ月

（注）従業員数は正社員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員等）は
[ ]外数で記載しております。

（10）主要な借入先（2025年１月31日現在）

借入れがないため該当事項はありません。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 6ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

２．会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　14,000,000株

（２）発行済株式の総数　4,890,800株（自己株式　436株を含む。）

（３）株主数　1,688名

（４）大株主

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
村橋　純雄	1,491,800	30.50
合同会社エムホールディングス	760,000	15.54
宇井　裕希乃	380,000	7.77
九谷田　登志恵	380,000	7.77
村橋　勝子	240,000	4.90
村橋　伸繁	238,000	4.86
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	125,700	2.57
五味　大輔	90,000	1.84
松井　隆行	60,000	1.22
CASEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/ UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	49,900	1.02

（注）持株比率は自己株式（436 株）を控除して算定しております。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 7ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

３．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村　橋　純　雄	
常 務 取 締 役	九谷田　登志恵	営業本部長
取　　締　　役	宇　井　裕希乃	業務監理本部長
取締役（社外）	石　田　敦　信	トキワユナイテッドパートナーズLLP　パートナー ㈱トキワフィナンシャルアドバイザリー　代表取締役
常 勤 監 査 役	小野寺　　泰	
監査役（社外）	中　田　秀　幸	中田会計事務所代表
監査役（社外）	土　居　明　史	シティア公認会計士共同事務所公認会計士 ㈱エイゾン・パートナーズ　代表パートナー

（注）１．取締役石田敦信氏は、社外取締役であります。
２．監査役中田秀幸氏及び土居明史氏は、社外監査役であります。
３．取締役石田敦信氏、監査役中田秀幸氏及び土居明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．社外取締役の石田敦信氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、コンサルティング業を営んでいる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．社外監査役の中田秀幸氏及び土居明史氏は、各々税理士、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を塡補することとしております。保険料は全額会社が負担しております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記の保険契約に含まれておりません。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 8ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

（４）取締役及び監査役に対する報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	4名 （ 1名）	59,400千円 （ 1,800 千円）
監　　査　　役 （うち社外監査役）	3名 （ 2名）	8,400千円 （ 3,600千円）
合　　計	7名 （ 3名）	67,800千円 （ 5,400 千円）

（注）1．取締役報酬の限度額は、法令に基づき2016年4月26日に開催した株主総会で年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。
2．監査役報酬の限度額は、法令に基づき2016年4月26日に開催した株主総会で年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。
3．当社の役員報酬は固定報酬のみで構成されております。

（５）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	石田 敦信	トキワユナイテッドパートナーズLLP 株式会社トキワフィナンシャルアドバイザリー	パートナー 代表取締役	なし
社外監査役	中田 秀幸	中田会計事務所	代表	なし
社外監査役	土居 明史	シティア公認会計士共同事務所 株式会社エイゾン･パートナーズ	公認会計士 代表パートナー	なし

②当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	石　田　敦　信	公認会計士や税理士の資格、コンサルティング業経営等の知見を活かし、当社の経営方針や経営改善等の助言を行う役割を期待しております。当事業年度では、開催の取締役会12回中12回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行い、期待される役割を果たしております。
社外監査役	中　田　秀　幸	当事業年度開催の取締役会　回中　回に出席、また、監査役会12回中12に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	土　居　明　史	当事業年度開催の取締役会　回中12回に出席、また、監査役会12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 9ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

４．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（２）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

（３）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 10ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

５．会社の体制及び方針

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社はこの基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても経営環境の変化等に対応して見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

【基本方針】

（１）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化のうえ、関連資料とともに、適用ある法令及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存管理します。

②株主総会議事録、取締役会議事録等事業運営上重要事項に関する書類は、取締役及び監査役から要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持します。

③企業機密については、「企業機密管理規程」に基づき適切に管理します。

（２）損失の危険の管理に関する規程その他体制

①「取締役会規程」「職務権限規程」及び「稟議規程」を定め、業務の遂行は所定の承認を得た後に行います。

②リスク管理に関して、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、定期的にリスクの点検・評価・対策等を管理します。

③有事の時は、社長を本部長とする対策本部を設置し、対応策等危機管理にあたります。

④内部監査部門は、内部統制の整備状況を検証します。

（３）取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

①「取締役会規程」、「組織管理規程」及び「職務権限規程」により、取締役及び使用人の分掌と権限を定めます。

②取締役会は、中期計画及び年間事業計画を決定し、その執行状況を監督します。

③経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようにシステム部門を置いて整備をすすめ、会社全体で最適化を図ります。

（４）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するために、企業理念と社訓を定め繰返し周知徹底を図ります。

②当社は、コンプライアンス規程を制定し、周知徹底を図ります。

③反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切関係を持ちません。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 11ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

④内部監査部門は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行います。

（５）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう対応します。

②監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めます。

（６）監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

①当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

②当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事します。

（７）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により報告します。

②内部監査部門は、監査の結果を監査役に報告します。

（８）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。

②社長は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図ります。

③監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部の専門家との連携を図ります。

④監査役が職務執行上必要と認める費用について会社に請求することができます。

⑤監査役は、監査役会を開催し、監査の実施状況等について情報交換及び協議を行います。

（９）財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、「財務経理規程」を定めます。

②内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行います。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 12ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

【運用状況】

・取締役会を開催し、重要事項につき審議決定を行うとともに、各取締役から業務執行について報告を受けています。
・内部監査部門は業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等について監査し、必要に応じて改善提言を実施しています。
・各規程につきまして、経営環境の変化等に対応し見直しを実施しました。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 13ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

個別計算書類

貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,584,130	**流動負債**	847,450
現金及び預金	2,222,105	未払金	22,422
売掛金	43,615	営業未払金	310,099
営業未収入金	310,099	未払費用	18,848
未収入金	133	未払法人税等	86,680
前払費用	15,331	未払消費税等	25,620
貸倒引当金	△7,805	前受金	96,289
その他	650	預り金	278,169
固定資産	77,099	ポイント引当金	8,959
有形固定資産	8,027	その他	364
建物	4,670	**負債合計**	847,456
工具、器具及び備品	3,356	(純資産の部)	
無形固定資産	3,495	**株主資本**	1,813,773
ソフトウェア	3,495	**資本金**	318,619
投資その他の資産	65,577	**資本剰余金**	260,782
敷金及び保証金	52,464	資本準備金	260,782
繰延税金資産	13,112	**利益剰余金**	1,234,883
		その他利益剰余金	1,234,883
		繰越利益剰余金	1,234,883
		自己株式	△511
		純資産合計	1,813,773
資産合計	2,661,230	**負債・純資産合計**	2,661,230

(注) 金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 14ページ (Tess 1.50(64) 20250213_01)

損 益 計 算 書

（2024年２月１日から2025年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		1,294,546
営業費用		772,901
営業利益		521,644
営業外収益		
受取利息	156	
講演料収入	11	
その他	173	340
営業外費用		
寄付金	1,134	
固定資産除却損		
和解金	15,000	
その他	173	16,307
経常利益		505,677
税引前当期純利益		505,677
法人税、住民税及び事業税		158,465
法人税等調整額		1,272
当期純利益		345,939

（　注）金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 15ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

株主資本等変動計算書

（2024年２月１日から2025年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	318,619	260,782	260,782	976,971	976,971	△461	1,555,911	1,555,911
当期変動額								
剰余金の配当				△88,027	△88,027		△88,027	△88,027
当期純利益				345,939	345,939		345,939	345,939
自己株式の取得						△49	△49	△49
当期変動額合計				257,911	257,911	△49	257,862	257,862
当期末残高	318,619	260,782	260,782	1,234,883	1,234,883	△511	1,813,773	1,813,773

（注）金額は千円未満を切捨てて表示しております。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 16ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

個別注記表
（※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。）

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しています。主な耐用年数は次のとおりです。

建物	３年～15年
工具、器具及び備品	５年～15年

②無形固定資産

定額法を採用しています。自社利用ソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間（５年）に基づいています。

（2）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

②ポイント引当金

販売促進を図るために付与したポイントの当事業年度末における未使用残高のうち、当社の市場において決済に利用できるＭコインに変換された金額から、将来使用されると見込まれる金額を、使用実績率に基づいて計上しています。

（3）収益及び費用の計上基準

顧客に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に顧客が受け取ると見込まれる金額をもって、収益を認識しています。詳細は「５．収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 17ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

３．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　△12,444千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数　　4.890.800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数　　436株

(3) 配当に関する事項

＜配当金支払額＞

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年４月24日 定時株主総会	普通株式	102,697	21.00	2025年 １月31日	2025年 ４月24日

＜基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの＞

2025年４月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

① 配当金の総額　　102,697千円

② １株当たり配当額　　21.0円

③ 基準日　　2025年１月31日

④ 効力発生日　　2025年４月24日

なお、配当原資は利益剰余金とすることを予定しています。

５．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

Mマート	1,000,701千円
Ｂｎｅｔ	89,799千円
卸・即売、ソクハン	179,197千円
その他	27,383千円
外部顧客への収益	1,294,546千円

当社はｅマーケットプレイス事業のみの単一セグメントであるため、販売サイト別の売上高を記載しています。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 18ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の主な営業収益は、出店社（売り手）より受領する出店料、マーケット利用料、システム利用料であり、履行義務の内容及び履行義務の充足時点（収益を認識する時点）は以下のとおりです。なお、いずれの取引も対価を履行義務の充足から概ね1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含まれていません。

①出店料

主な履行義務は、一定期間にわたりMマート市場等の当社販売サイトを出店社に利用させるサービスの提供です。そこで、当該サービスを提供する期間にわたり履行義務が充足されるものとして、収益を認識しています。

②マーケット利用料、システム利用料

主な履行義務は、Mマート市場等の当社販売サイト上での売買取引成立に係るサービスの提供です。そこで、販売サイト上で売買取引が成立した時点で履行義務が充足されるものとして、収益を認識しています。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

項目	区分	当事業年度（千円）	
		期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	売掛金	31,981	43,615
契約負債	前受金	90,047	96,289

顧客との契約から生じた債権、契約負債は、貸借対照表においてそれぞれ「売掛金」「前受金」として表示しています。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は　　千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,501千円
貸倒引当金	2,033千円
ポイント引当金	2,198千円
資産除去債務	千円
その他	千円
繰延税金資産小計	9,733千円
評価性引当額	千円
繰延税金資産合計	千円

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 19ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

7．金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、短期的な運転資金は銀行借入による調達を予定しています。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。営業債務である営業未払金は流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成する等の方法によって管理しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っています。当期末現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表示されます。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における金融商品の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は記載を省略しています。また、金融商品のうち流動資産項目（預金、売掛金、未収入金、営業未収入金）及び流動負債項目（預り金、未払金、営業未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等）は、短期間で決済され時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金※1	54,398	44,214	10,183
資産計	54,389	44,214	10,183

※1　貸借対照表における敷金及び保証金の金額と、金融商品の時価における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高です。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つの

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 20ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

レベルに分類しています。
レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金		54,389		54,389
資産計		54,389		54,389

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
敷金及び保証金
関係する将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　367円　13銭
(2) １株当たり当期純利益金額　　66円　98銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 21ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年３月17日

株 式 会 社 Ｍ マ ー ト
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 世 浩 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 田 義 浩

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Ｍマートの2024年２月１日から2025年１月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 22ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 23ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年２月１日から2025年１月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年３月24日

株式会社Mマート　監査役会

常勤監査役　小野寺　泰　㊞

社外監査役　中　田　秀　幸　㊞

社外監査役　土　居　明　史　㊞

以　上

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 24ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

株主総会参考書類

〔議案及び参考事項〕

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は持続的な成長を維持するため、内部留保を充実させ財務体質の強化を図るとともに、新サービスの開発、新規事業の立ち上げを行うことが重要と考えています。他方で、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しておりますので、経営成績、財政状態等を勘案しつつ配当を実施していく方針です。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金　円　銭　総額　　円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2025年４月　日

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 25ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

第２号議案　　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 村橋 純雄（むらはし すみお） （1936年５月４日）	2000年２月　当社代表取締役社長（現任）	株
2	再任 九谷田 登志恵（くたにだ としえ） （1959年３月28日）	2012年４月　当社取締役 2016年４月　当社常務取締役営業本部長（現任）	株
3	再任 宇井 裕希乃（うい ゆきの） （1973年４月27日）	2000年12月　当社取締役 2017年１月　当社取締役業務監理本部長（現任）	株
4	再任 石田 敦信（いしだ あつのぶ） （1972年11月25日）	1994年10月　青山監査法人入所 1999年10月　中央監査法人入所 2000年７月　株式会社エスプール入社 2007年６月　トキワユナイテッドパートナーズLLPパートナー(現任) 株式会社トキワフィナンシャルアドバイザリー代表取締役(現任) 2017年12月　当社社外監査役 2021年４月　当社社外取締役(現任) （重要な兼職の状況） トキワユナイテッドパートナーズLLPパートナー 株式会社トキワフィナンシャルアドバイザリー代表取締役	株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．村橋純雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
３．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時は同内容で更新を予定しております。
４．石田敦信氏は、社外取締役候補者であります。石田敦信氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を有するうえ、コンサルティング業を営んでおり、その豊富な知見と経験を当社の経営に活かしていただくためであります。また、石田敦信氏には、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待しております。なお、石田敦信氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
５．当社は、石田敦信氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、石田敦信氏の社外取締役選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、石田敦信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 26ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

第３号議案　　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 小野寺（おのでら）　泰（やすし） （1949年11月３日）	1974年４月　東急不動産株式会社入社 2008年４月　東急リゾート株式会社入社 代表取締役社長 2009年４月　株式会社東急スポーツオアシス入社 代表取締役社長 2014年４月　当社取締役副社長 2020年５月　当社取締役	株
2	再任 中田（なかた）　秀幸（ひでゆき） （1951年10月９日）	1973年４月　株式会社丸菱総業入社 1975年５月　石原税務会計事務所入所 1984年４月　中田会計事務所設立(現任) 2016年８月　当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 中田会計事務所代表	株
3	再任 土居（どい）　明史（あきふみ） （1971年５月12日）	1997年４月　有限責任監査法人トーマツ入社 2006年９月　シティア公認会計士共同事務所入所 (現任) 2010年５月　株式会社エイゾン・パートナーズ入社 代表パートナー(現任) 2017年４月　当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) シティア公認会計士共同事務所公認会計士 株式会社エイゾン・パートナーズ代表パートナー	株

１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
３．中田秀幸氏及び土居明史氏は、社外監査役候補者であります。両氏を社外監査役候補者とした理由は、各々税理士、公認会計士の資格を有しており、専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。また、両氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
４．中田秀幸氏及び土居明史氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ８年８ヶ月及び８年となります。
５．中田秀幸氏及び土居明史氏との間で、当社は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、中田秀幸氏及び土居明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以　上

2025年03月13日 10時52分 $FOLDER; 27ページ （Tess 1.50(64) 20250213_01）

株主総会会場ご案内図

開催日時	**2025年４月　日（　曜日）午前10時（受付開始は午前９時30分）**
開催場所	東京都新宿区西新宿二丁目７番２号 **ハイアット リージェンシー 東京** **地下１階「クリスタルルーム」**　電話　03-3348-1234（代表）



交通のご案内				
都営地下鉄大江戸線	**都庁前駅**	A7出口	**より徒歩約３分**
JR線・小田急線・京王線	**新宿駅**	西　口	**より徒歩約12分**
東京メトロ丸ノ内線	**西新宿駅**	2番出口	**より徒歩約７分**

駐車場・駐輪場のご用意はありませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
新型コロナウイルスの流行の状況、ご自身の体調をご確認のうえで、マスク着用などの感染予防にもご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。
総会会場では、感染予防の対策をさせていただく場合もありますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。